

資料5 人工衛星の構造基準、管理の措置（法第二十二号第二号、第三号の内閣府令で定める基準、措置）の骨子

国内外の基準等を基に作成

| 基準として規定すべき事項  | 府令事項   | 審査事項   |
|---|--|--|
| 運用中の意図しない物体放出防止                                       | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>人工衛星を構成する機器又は部品(以下「機器等」という。)の飛散を防ぐ措置が講じられていること   | 分離展開機構の動作時において人工衛星から部品等が容易に離脱、飛散する構造となっていないこと等   |
| 物体を放出する場合の他の人工衛星の管理への支障の防止                            | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>人工衛星を構成する機器等の分離を行う場合には、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない措置が講じられていること<br><br>(法第二十二号第三号の内閣府令で定める措置)<br>人工衛星を構成する機器等の分離を行う場合には、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさないこと         | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>・人工衛星から分離する機器又は部品について、他の人工衛星の管理に重大な支障を与えない適切な軌道に投入できること等<br><br>(法第二十二号第三号の内閣府令で定める措置)<br>人工衛星から分離した機器又は部品が、有人機を含む他の人工衛星等に対して衝突させない計画等 |
| 破砕防止措置  | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する措置が講じられていること<br><br>(法第二十二号第三号の内閣府令で定める措置)<br>人工衛星の位置、姿勢及び状態の異常を検知したとき、当該人工衛星の破砕を予防する措置又は終了措置を講ずること | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>人工衛星の位置、姿勢及び状態等を人工衛星管理設備に送信する機能、バッテリーの破裂防止等の破砕防止措置、終了措置を実施する機能<br><br>(法第二十二号第三号の内閣府令で定める措置)<br>人工衛星の状態等の異常を検知した際の破砕の予防措置の実施方法の計画等     |
| (軌道を変更する機能を具備する人工衛星) 衝突可能性の検知及び回避等の措置の実施              | (法第二十二号第三号の内閣府令で定める措置)<br>投入された軌道から異なる軌道へ移動しうる能力を有する人工衛星にあっては、他の人工衛星等と衝突する可能性があることを把握したときに、適切な回避措置を講ずること   | 他の人工衛星等との衝突する可能性の情報把握の方法、回避措置の計画   |
| 終了措置イ. 制御再突入  | -  | 着地又は着水が予想される地点の安全確保を図った、制御再突入を行う計画   |
| 終了措置ロ. 高度を上げて他の人工衛星の管理への支障の防止                         | -  | 他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない、高度を上げる計画  |
| 終了措置ハ. 他の天体を周回する軌道への投入又は落下                            | -  | COSPAR規程を遵守しているか   |
| 終了措置ニ. イ、ロ、ハの措置を講ずることができない場合、宇宙空間の有害な汚染等を防止するための措置を実施 | (法第二十二号第四号二の内閣府令で定める措置)<br>・人工衛星の管理の終了後における誤作動及び爆発の防止<br>・投入された軌道から異なる軌道へ移動しうる能力を有する人工衛星にあっては、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない軌道への移動   | ・人工衛星の破砕を生じる可能性のある残留推進剤及び電力等の残留エネルギーを排出する又は破砕を発生させないような措置の計画<br><br>・運用を終了した衛星については、他の人工衛星の管理に支障を及ぼさない軌道へ移動する計画  |

資料5 人工衛星の構造基準、管理の措置(法第二十二号第二号、第三号の内閣府令で定める基準、措置)の骨子

| 基準として規定すべき事項   | 府令事項  | 審査事項   |
|--|---|--|
| 制御再突入を実施しない際の第三者損害の防止  | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>人工衛星の管理の終了後、地球に落下する人工衛星にあつては、空中で燃焼することで、公共の安全の確保に支障を与えない措置が講じられていること      | 国際的な水準を踏まえ、人工衛星の落下時において人工衛星が十分に溶融し地上の安全性が確保されること   |
| 他の天体の環境汚染の防止   | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させる人工衛星にあつては、当該天体の有害な汚染を防止する措置が講じられていること        | COSPAR規程を遵守しているか否か等  |
| 他の天体由来の物質による第三者損害の防止   | (法第二十二号第二号の内閣府令で定める基準)<br>地球以外の天体に落下した人工衛星の機器等を地表又は水面に落下させて回収する場合には、地球外物質による有害な汚染を防止する措置が講じられていること。 | COSPAR規程を遵守しているか否か等  |
| 管理計画の策定  | -   | 人工衛星管理設備の概要及び体制、人工衛星の管理方法、人工衛星の異常を検知した場合等の対処計画、人工衛星の終了措置の計画  |
| 管理計画を実現する運用体制の構築   | -   | 管理計画を実施できる体制、責任者が十分な経験・知識を有していること等   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工衛星の適切な管理が行える設備(管理設備)の保有</li> <li>・管理設備のセキュリティ対策</li> </ul> | -   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工衛星の管理、終了措置に対応した人工衛星管理設備</li> <li>・情報セキュリティを含め、人工衛星管理設備のセキュリティ対策</li> </ul> |